

いきいき介護広場

第23号

2007 August
平成19年8月15日



ウエルネス木村(あわら市)のデイサービスにうかがいました。今日のレクリエーションは手作りの「吹き矢」です。狙いをさだめて「フツ」とするのですが、短かったり、場外ホームランだったり、とても楽しそうでした。



主な内容

- 広域連合長就任のごあいさつ
- 第25回広域連合議会定例会報告 2・3
- 介護サービス・介護予防サービスを利用するまでの流れ 4
- あなたの保険料はいくら? 5・6
- 介護予防講座
「認知症 正しく知ってみんなで支えましょう その1」..... 7



写真は風船を棒ではさんでのリレーです。初めはうまくいなくて「案外むずかしいなあ」と、笑顔がこぼれます。



広域連合長 就任あいさつ

坂井地区介護保険広域連合長
橋本 達也

このたび、5月1日付けで坂井地区介護保険広域連合長に就任いたしました、あわら市長の橋本達也でございます。広域連合長という要職に選任され、その責任の重大さに身が引き締まる思いでございます。

さて、去る7月16日に発生した新潟県中越沖地震では、マスコミ報道によると、死傷者の大部分は70歳以上の高齢者の方々であったと聞きます。あらためて、地域における高齢者福祉の重要性を痛感するとともに、被災地の1日も早い復旧、亡くなられた方々のご冥福を心よりお祈り申し上げます。

急速な少子高齢化が進むなか、時代は今、大きな節目を迎えています。このことは、介護保険の分野においても同様であり、昨年は、介護保険法の大幅な改正により、全国各地で地域密着型サービスの提供や地域包括支援センターの設置が行われました。

これは、「地域」という生活圏のなかで、これからの介護保険サービスを支える持続可能な仕組みづくりを、それぞれの地域の創意工夫により構築していこうというものです。そのためには、これまで以上に、構成市や関係機関、地域の皆さまとの密接な連携が必要です。

今後とも、市民の皆さまが、自分の住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、誠心誠意努めてまいりたいと考えておりますので、皆さまのご支援とご理解を賜りますようお願い申し上げます。



第25回 広域連合議会定例会

第25回広域連合議会定例会が7月18日(水)にあわら市議場で開催され、平成19年度一般会計補正予算(第1号)などの4議案が原案のとおり承認、可決されました。

また、広域連合議会議長には、宮崎修氏(あわら市)が当選し、議会運営委員会副委員長には、丸谷浩二氏(あわら市)が互選されました。

おもな補正予算

医療保険制度改正に伴うシステム改修事業	4,935,000円
地域包括支援センター支援システム増設	5,670,000円
地域介護・福祉空間整備等交付金	120,000,000円



議長 就任あいさつ

議長
宮崎 修

このたび、当広域連合議会議長にご推挙いただきましたことは身に余る光栄であり、責任の重さに身の引き締まる思いでございます。

さて、超高齢社会を迎えるなか、介護保険を取り巻く状況は非常に厳しいものがあります。昨年は、「制度の持続可能性」「明るく活力ある超高齢社会の構築」「社会保障の総合化」を基本視点とする、国による大幅な制度改正が行われました。

課題は山積しておりますが、当広域連合議会では、坂井地区市民の皆さまの福祉向上を図るため、議員一同、全力を傾けてまいりたいと考えておりますので、皆さまのご支援とご協力をお願い申し上げます。

一般質問

「介護保険広域連合のあり方について」

伊藤 聖一 議員

Q. 広域連合が設立されてから、7年以上が経過し、この間、郡内各町の合併や国による大幅な介護保険制度の見直しが行われた。このように、内的要因や外的要因が大きく変化したなか、新広域連合長は、広域連合の運営をどのように考えているか。

A. これまでの7年間を振り返ると、所期の目的は、概ね達成できたものと評価している。しかし、ご指摘のとおり、当広域連合を取り巻く状況は大きく変わり、新たな転換期を迎えているとも認識している。

特に、介護予防サービスの導入や地域密着型サービスに対する指定、指導、監督権が当広域連合に与えられたことにより、地域ニーズを踏まえた、より高度な専門性や広域的な計画性を求められることとなった。このような状況を踏まえ、これからの運営にあたっては、再度、設立の原点に立ち戻り、保険者である当広域連合が主体となって、より密接な構成市との連携関係を築き、取り組んでいきたい。

「高齢者専用賃貸住宅の建設について」

藤澤 寛司 議員

Q. 三国町内に建設中の高齢者専用賃貸住宅「アプトケアみくに」について、一部、地元住民から不安の声が上がっていると聞く。広域連合としてどのような対応を考えているか。

A. 当該施設は、国土交通省が所管の高齢者専用賃貸住宅に地域密着型施設を併設する複合施設であり、地域密着型サービスについては保険者である当広域連合に、事業者の指定・指導・監督権がある。

これまでも、当該事業者に対しては、地域の方々の理解と協力を得るよう指導を行ってきたところであるが、引き続き、当該施設が、高齢者が安心安全に地域で暮らせる先進施設となるよう指導していきたい。

「地域支援事業の体制の充実について」

畑野麻美子 議員

Q. 昨年度より、地域包括支援センターが創設されたが、在宅介護支援センター事業等は廃止された。これは、従来の保健福祉事業を地域支援事業として介護保険に吸収したことによるものと認識しているが、言い換えれば高齢者福祉における公的責任の後退ではないか。社会的な援助を必要としている人が、適切な支援が受けられるよう地域支援事業体制の充実を図ることが重要と考えるがどうか。

A. 構成市においては、地域支援事業の推進を図るため、本年度において、地域包括支援センターの増員を計画している。また、高齢者の生きがいと健康づくり推進事業や一人暮らし老人慰安事業等も従来どおり行われると聞く。いずれにしても、高齢者の方々が適切な支援が受けられるよう、構成市と連携をとりながら、地域支援事業体制の充実を図っていきたい。

「国に対して介護保険の国庫負担を5%引き上げ、新たに保険料・利用料の減免制度を確立するよう求めることについて」

畑野麻美子 議員

Q. 高齢者の介護保険料は、昨年4月に約24%も引き上げられ、サービス利用料の個人負担も増加した。国に対して介護保険の国庫負担を5%引き上げ、新たに保険料・利用料の減免制度を確立するよう求める考えはないか。

A. 介護保険料の引き上げは、当広域連合では8.3%であった。県平均の23.9%と比べ、坂井地区の介護保険料の引き上げは、最小限に抑えられたものと認識している。国への要望については、全国介護保険広域化推進会議等を通じて行っていきたい。

平成19年度

65歳以上の方

(第1号被保険者)の

介護保険料 納入通知書は 届きましたか？

平成19年度の保険料は平成18年1月から12月までの本人の所得状況、世帯員の住民税の課税状況が確定する6月以降にお知らせすることになっています。納入通知書は7月10日に発送させていただきました。

65歳以上の保険料は構成市（あわら市及び坂井市）で介護サービスにかかる費用をまかなえるように算出された「基準額」をもとに決められました。



年額保険料基準額 **46,800円**

上記の「基準額」をもとに所得金額に応じた負担になるよう **6段階の保険料**に分かれます。

保険料は3年ごとに見直され、これは平成18～20年度の保険料額です。

あなたの保険料はいくら？

スタート

あなたは、生活保護・老齢福祉年金を受けていますか。

いいえ → はい

市民税を納めていますか

はい → いいえ

昨年の合計所得金額が200万円以上でしたか。

いいえ → はい

世帯全員が市民税非課税で、本人の年金収入額が80万円以下ですか。

いいえ → はい

同じ世帯に市民税を納めている人がいますか。

第1段階の方
基準額×0.5

生活保護受給者・老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税の方

第2段階の方
基準額×0.5

世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額+合計所得金額80万円以下の方

第3段階の方
基準額×0.75

世帯全員が市民税非課税で、第2段階以外の方

第4段階の方
基準額×1.0

本人は市民税非課税だが、世帯の誰かに市民税が課税されている方

第5段階の方
基準額×1.25

本人が市民税課税で、合計所得金額が200万円未満の方

第6段階の方
基準額×1.5

本人が市民税課税で、合計所得金額が200万円以上の方

保険料はいつから納めるの？

保険料は、65歳の誕生日の前日の属する月の分から納めます。

- 例 8月1日が65歳の誕生日の方 7月分から納めます。
8月2日が65歳の誕生日の方 8月分から納めます。



年金の「現況届」は忘れずに提出してください。

社会保険庁への「現況届」を出し忘れると、年金が一時差し止めになり、介護保険料の差し引きができなくなるケースがあります。(この場合、納付書で納める普通徴収になります。)

介護サービスを利用しなくても保険料は納めるの？ あとで返してもらえるの？

65歳以上の介護保険料は地域の介護サービスをまかなう大切な財源(約19%)になっています。ですから、医療保険と同様に保険料をお返しすることはありません。介護保険は助け合いの精神にもとづく社会のしくみです。どうぞご理解ください。

保険料の納め方は2種類に分かれています。

特別徴収

年金からあらかじめ
差し引かれます。

**老齢(退職)年金
年額18万円以上の方**

普通徴収

各市からの納付書によって
納付します。

**老齢(退職)年金
年額18万円未満の方**

納め忘れのない、口座振替が便利で確実です。

平成19年度の介護保険料の特別徴収は、前年度の2月の保険料を当年度前半(4、6、8月分)の仮徴収額とするしくみから、保険料年額に変更がない場合でも後半(10、12、2月分)の本徴収とでは格差が生じます。

そのため、この格差を是正し、次年度の徴収額が全期を通じてバランスがとれるように変更可能な8月の徴収額を増減して、調整(平準化)を行いました。

<平準化例> 第4段階の場合(年額46,800円)

	平成19年度 (46,800円)						平成20年度(46,800円)	
	仮徴収			本徴収			仮徴収	本徴収
期別	4月	6月	8月	10月	12月	2月	4・6・8月	10・12・2月
平準化した場合	8,400	8,400	6,600	7,800	7,800	7,800	7,800	7,800
平準化しない場合	8,400	8,400	8,400	7,200	7,200	7,200	7,200	8,400

介護サービス・介護予防サービスを 利用するまでの流れ



申請する

サービスの利用を希望する人は、各市役所の窓口で「要介護認定」の申請をしましょう。



本人や家族のほか、地域包括支援センターやケアマネジャー（介護支援専門員）介護保険施設などに代理で申請をしてもらうこともできます。

更新申請
要介護認定は、そのときの正確な状況を把握するため、原則6～12ヶ月ごとに見直し（更新）が行われます。その際、更新の手続きが必要で、期限が切れる60日前から更新の申請ができます。

変更申請
必要に応じて、認定の有効期限内でも要介護認定の変更（見直し）を申請することができます。

要介護認定

●**訪問調査**
心身の状態を調べるために、本人と家族などへ聞き取り調査を行います。



「介護認定」申請書

医師の意見書

●**介護認定審査会（二次判定）**
訪問調査の結果と医師の意見書をもとに、保健、医療、福祉の専門家が審査します。



認定結果の通知

原則として申請から30日以内に、広域連合から認定結果が通知されます。



- 要介護5
- 要介護4
- 要介護3
- 要介護2
- 要介護1

介護が必要とされる人（要介護1～5）

介護サービスを利用できます。

- 要支援2
- 要支援1

支援が必要とされる人（要支援1・2）

介護予防サービスを利用できます。

非該当

非該当の人は必要と認められれば、市が行う介護予防事業（地域支援事業）が利用できます。

介護サービス計画を作る

どんなサービスをどのくらい利用するかというケアプランや介護予防ケアプランを作ります。



更新の場合は、現在利用中のサービスの継続を居宅介護支援事業者または地域包括支援センターに相談します。

サービスを利用する

ケアプランや介護予防ケアプランに基づいてサービスを利用します。原則として、費用の1割が利用者負担となります。



介護認定審査会委員の委嘱

平成19年度から審査判定に従事する委員に委嘱状を交付しました。委員は、保健、医療、福祉の各分野に関する学識経験者で構成され、審査対象者の調査結果をもとに審査判定を行います。



介護保険モニター10人に委嘱状

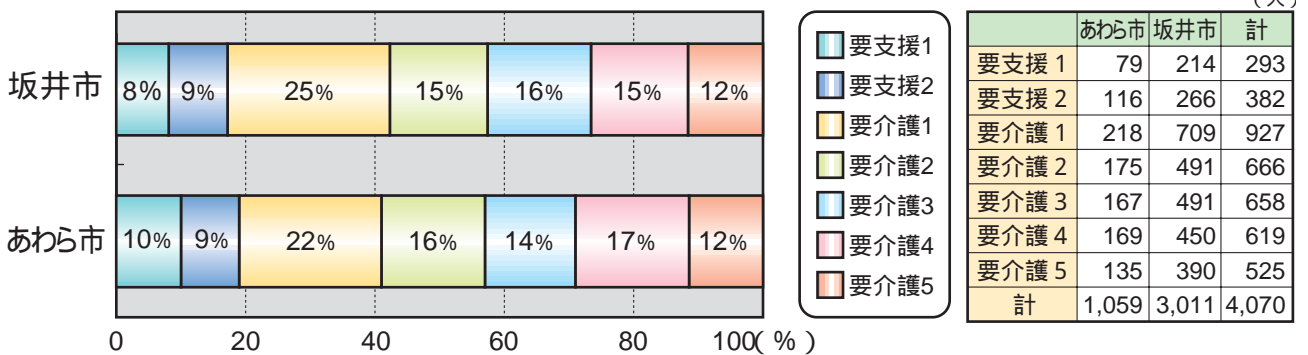
このたび、介護保険モニターが改選され、橋本広域連合長から10人のモニターの方々へ委嘱状が交付されました。今後、平成21年3月までを任期とし、安心して介護が受けられるまちづくりを推進します。

介護保険モニターとは、介護保険に関する住民の意見、要望及び介護サービス等の利用をする上での不満や不安などの把握に努め、住民と広域連合とを結ぶパイプ役となります。

介護保険モニター
の皆さんは次
の方々です。
お気軽にご相談
ください。

市名	氏名	電話番号	市名	氏名	電話番号
あわら市	ふじた よしみ 藤田 由美	73-1347	坂井市	つばい まこと 坪井 眞司	82-0498
	のぐち ひろし 野口 裕司	73-3366		あづま くみこ 東 久美子	66-3867
	あおき ちりこ 青木知里子	77-2896		おおしも のりこ 大霜 範子	66-5167
	ひらかわ かずこ 平川 和子	73-2526		やまざし みみ 山岸きよ美	67-0874
		よねだり えいこ 米田理恵子		51-6660	
			たけうち こ 竹内みち子	72-0592	

要介護認定者数の状況 (平成19年6月末日現在)



介護保険料の納期限は

第2期	平成19年	8月27日(月)
第3期		9月25日(火)
第4期		10月25日(木)
第5期		11月26日(月)
第6期		12月25日(火)
第7期	平成20年	1月25日(金)
第8期		2月25日(月)

まだ届いていない場合は、お手持ちの納付書で納付できますので、できるだけ早い時期に金融機関の窓口で納付してください。

■普通徴収の方は種々な口座振替を利用してください。毎月金融機関へ足を運ぶ手間が省け、大変便利です。

口座振替依頼書(あわら市役所及び坂井市役所に用紙があります。)に必要事項を記入し、依頼する口座のある金融機関に提出してください。

※納期限までに納めましょう。

保険料を滞納されている方には納期限後20日以内に督促状を送付します。その際には督促状で納付することができますが、

編集後記

介護について世間話をしたときのこと。いずれは必要になるのだろうけど、できればお世話になりたくない、という話になりました。

インターネットのある記事では、「日本人が生涯で寝たきり等になる平均期間は約6年」なのだそう。もちろん個人差はあるでしょうが、この記事から考えると、これから介護は避けて通ることができない道なのだと思ってしまいます。

祖父母のこと、両親のこと、自分のこと。皆さまはいかがでしょうか。